

第1回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和8年10月1日（木） 午前10時07分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 2人（欠席1人）

使用者側委員 : 2人（欠席1人）

4 審議事項

- (1) 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (3) 資料説明について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

5 議事要旨

- (1) 部会長・部会長代理の選任について

公益委員の互選により、部会長に長谷川委員、部会長代理に富永委員が選任された。

- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について

今年度の専門部会の運営について、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合には専門部会の決議を本審の決議として答申することが確認された。

- (3) 資料説明について

専門部会に提出した岡山県内における経済指標、雇用情勢等各種資料について、事務局から説明が行われた。

また、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議のための基礎資料を得ることを目的として実施した最低賃金基礎調査結果について事

務局から説明が行われた。なお調査結果から推計される未満率は9.9%であったことが報告された。

(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

ア 岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性について
審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側意見要旨】

産業別最低賃金の改定は必要である。

- ・自動車産業では人手不足が続いており、優秀な人材確保・定着させるためには地域別最低賃金より高い産業別の最低賃金が必要である。
- ・県最賃の専門部会でも労側から人材確保が大きなキーワードであるという発言もしているが、自動車産業全体としては、人材確保について、賃金水準を上げる必要があると考えている。
- ・基幹産業の重要性ということでは、自動車産業は岡山県の基幹産業であると考えているし、高い技能や技術を必要とする産業である。技能に合った賃金水準を確保することは、産業全体の競争力維持につながる。
- ・技能・技術への適正な評価ということでは、自動車製造は高度な知識、技能を要する仕事が多く、地域別最低賃金では技能を十分評価できないのではないかと考える。
- ・産業全体の賃金水準ということでは、特定最賃があることで企業間の過度な賃金競争を防ぎ、適正な労働条件を維持する役割があると考えている。賃金改正はコスト増だけではなく、人材確保・定着のための投資であり、自動車産業の持続的発展に不可欠である。

【使用者側意見要旨】

最低賃金の改正決定の必要性はある。

- ・県最賃と特定最賃の差はどんどん縮まってきている。地場の三菱自動車の生産数量で年間計画を修正した場合、マイナス7%程度ということを知っている。生産数量が上がらない状況で、賃金自体が上がっていくというのは経営側とすれば危機感を持つ。
- ・ウィングバレイの企業は海外に展開されている企業も多いが、電気自動車に対する圧力が非常に高まっている。特に中国はアジアに対する電気自動車の出荷が対前年比170%となっている。タイでは日本車のシェアが非常に高かったが中国車に食い込まれている。インドネシアでも日本車のシェアが落ちている状況である。海外での企業活動についても圧迫を受けている状況を楽観視できない。
- ・自動車産業自体が成熟産業を越えて衰退産業になりかねない状況だと思う。これから製造業はAIの導入、フィジカルAIということでアンドロイドを製造現場に投入していく時代も来るのではないかと。
- ・生産性が上がらない時代に、我慢してある程度賃金自体は、各企業の体力

に合わせて決めるという本来の考え方に戻った方がいいのではないかな。

- ・特定最賃が設定された意義というのは、健全な産業を育成するという意味合いがあったと思う。成熟産業になっている今、こうした形で決める必要があるのか。ただし、まだ、岡山県最低賃金と自動車の特定最低賃金とでは差があるので、どこまで詰めるのかは議論していきたい。

イ 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

ウ 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

(5) 今後の審議日程について

- ・本日付けで意見聴取について公示すること（公示期間 10 月 20 日まで）。
- ・第2回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会は、10 月 21 日（水）に開催することが連絡された。

(6) その他

特になし。

6 配布資料

- ・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員名簿
- ・特定最低賃金にかかる諮問文
 - ①特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
 - ②特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- ・岡山県金融経済月報（2026 年 9 月 4 日）「日本銀行岡山支店」
- ・岡山県内経済情勢報告（令和 8 年 8 月 5 日）「岡山財務事務所」
- ・岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（令和 8 年 6 月分）
「岡山県総合政策局統計分析課」
- ・雇用情勢（令和 8 年 7 月）「岡山労働局職業安定課」
- ・特定最低賃金基礎調査結果等
- ・岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較
- ・令和 7 年度岡山県最低賃金・特定最低賃金審議経過及び結果一覧表

7 報告書・答申

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（案）